

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る 改善措置報告書の受理及び今後の対応

令和3年9月29日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

令和3年3月23日の第66回原子力規制委員会において了承された東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する「原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）」をもって、東京電力に対し、IDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案を一体のものとして取り扱い、両事案についての直接原因の特定、根本的な原因の特定並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者による評価を含む。）の特定を行い、その内容を踏まえた改善措置活動の計画を本年9月23日までに報告するよう求めた。

今般、東京電力から「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる改善措置報告書」（以下「報告書」という。）の提出を受けたので、その概要を報告する。

また、令和3年4月14日の第3回原子力規制委員会で審議した追加検査の流れに即して、追加検査の実施状況と今後の予定を報告する。

2. 東京電力からの報告概要（9月22日受理）

- IDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案（以下「2つの事案」という。）について、それぞれの事実関係に基づき、直接原因と背後要因を整理した上で2つの事案に対する根本原因を特定した。
- 安全文化・核セキュリティ文化について、定期・特別アンケートや業務実績データ（不適合事例、パフォーマンス指標等）などに基づき評価した。
- 根本的な原因は、
 - ・核物質防護部門（委託見張人を含む）は、核物質防護のリスクに関する理解が不足しており、現場業務について確認も不十分であり、迅速な機能復旧が必要との判断もしなかった
 - ・発電所長・原子力運営管理部長は、現場業務は適切に対応されていると思い込み、自ら確認せず、社内外からの指摘に対しても、長期にわたり、核物質防護に対する要求に見合った手当がなされることはなかった
 - ・発電所員・協力企業（核物質防護業務に携わらない者）は、核物質防護の重要性に相応しい注意を払うことができていなかった

と特定した。

○改善措置計画については、

- ・設備を正しく更新し、機能を維持する
- ・常にトラブルは起こるもの
- ・自ら弱みを特定し、自ら改善を行う

の3つの視点を基本として計画を立案し、現場の一人ひとりの意識や心理的要因への対策、他事業者によるレビューや好事例等、独立検証委員会の再発防止策・改善策に係る提言、外部の有識者・専門家の意見・知見も積極的に取り入れていく。

3. 追加検査（フェーズⅡ）に向けた対応

まずは、2つの事案について、フェーズⅠの検査で把握した内容と報告書に記載されている内容との整合性及び原因と対策の対応関係を精査する。

次に、フェーズⅡの検査項目、視点、スケジュールなどを立案する。

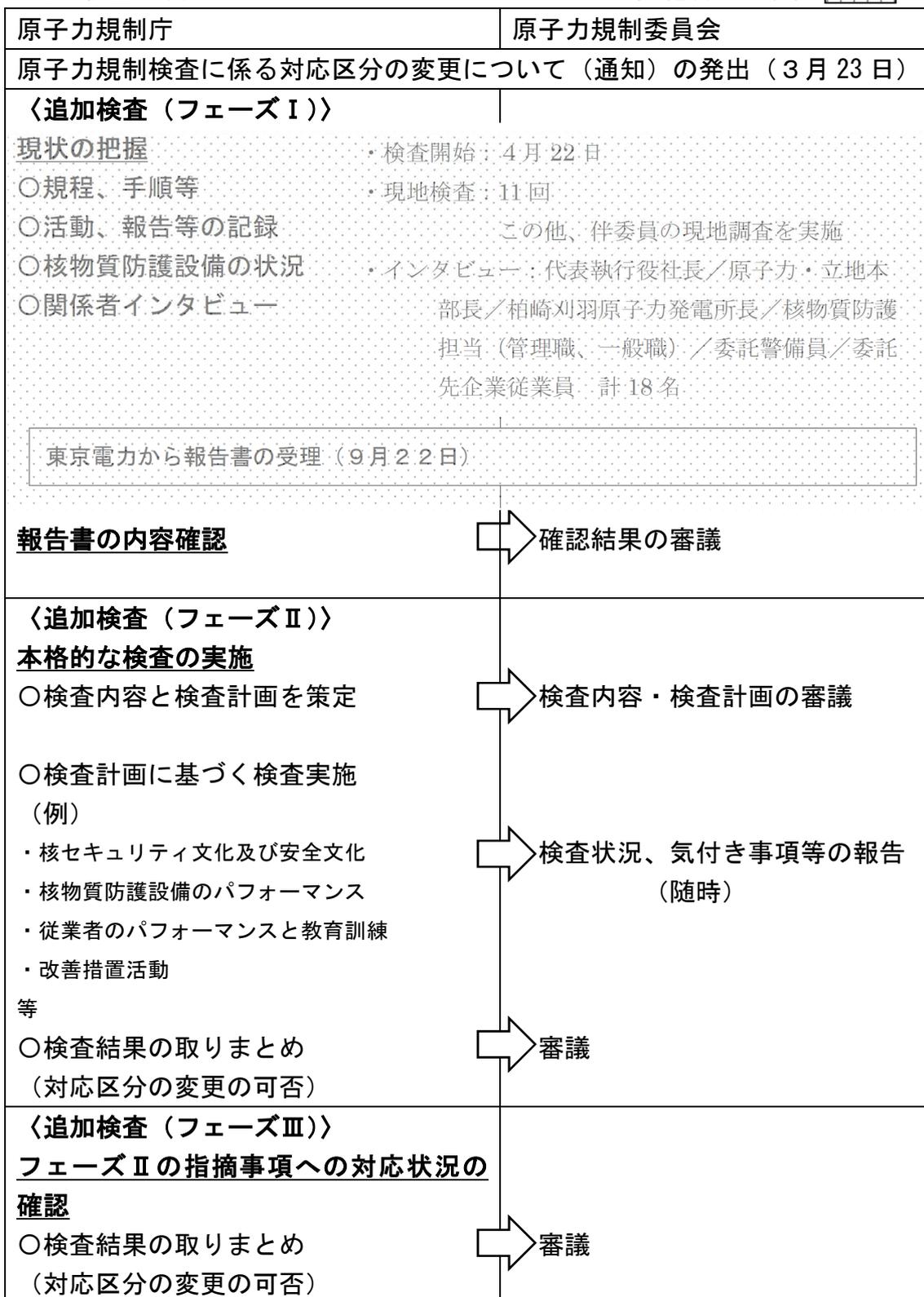
- ・追加的に事実関係や状況の確認を要すべき事項
- ・原因などをよりの確に分析すべき事項と追加的な対策を要すべき事項
- ・改善措置計画の実施状況とその効果

以上について、原子力規制委員会に諮った上でフェーズⅡの追加検査を実施することとし、検査の実施状況は、随時、原子力規制委員会に報告する。

(追加検査の流れ参照)

(追加検査の流れ)

実施済みの範囲 



(参考)

東京電力ホールディングス株式会社に対する通知文

原規放発第 2103239 号
令和 3 年 3 月 23 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
安全規制管理官（核セキュリティ担当）事務代理
吉川 元 浩

原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）

原規放発第 2103167 号の検査指摘事項に対する重要度評価は、暫定評価のとおりに決定した。これを踏まえ、下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所について、原子力規制検査等実施要領（令和元年 12 月原子力規制庁）の対応区分を変更したので通知する。

また、今回の対応区分の変更を受けて、追加検査を実施する。その際、IDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案は、一体のものとして取り扱うものとする。そこで、両事案について、直接原因の特定、根本的な原因の特定並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第3者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定を行い、その特定した内容を踏まえて、特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動及びそれに関連する保安のための業務に係る活動に関する改善措置活動の計画を定め、当該特定した内容及び計画を、本件通知の日の翌日から起算して6か月以内（期限：9月23日まで）に報告されたい。

記

1. 対応区分
第4区分とする。
2. 対応区分が適用される日
令和3年1月1日